

茨木市ユースプラザ事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、法第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業（以下「事業」という。）として、生きづらさを抱えたこども・若者等に様々な社会経験や交流ができる居場所と相談窓口を提供し、要支援者の早期支援、早期発見及び孤立防止を行うとともに、こども・若者とその保護者を支援するための連携体制の構築を図り、地域におけるこども・若者支援に係る相談窓口の入口として幅広く相談を受け付け、必要に応じて適切な支援機関につなぐことで、こども・若者が将来の夢や目標を持ち、生きる力を育むことを目的としたユースプラザ事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2 事業の実施主体は、茨木市とする。

2 市長は、事業の運営を適切な事業運営が確保できると認められる特定非営利活動法人、社会福祉法人又は民間事業者等に委託するものとする。

(対象者)

第3 事業の対象者は、茨木市内に住所を有するこども・若者（おおむね中学生から39歳まで）及びその保護者とする。

2 前項に規定する対象者でない者が事業を利用する場合には、事業の受託者（以下「受託者」という。）は市と協議して対象者とすることができる。

(事業内容)

第4 事業の実施内容は、次のとおりとする。

- (1) 交流サロンの提供 中高生等が気軽に立ち寄り、他の利用者やスタッフと楽しく話したり、勉強を教え合ったりできる安全・安心な交流サロンを提供する。
- (2) 居場所の提供 ひきこもりや不登校などの傾向にある、生きづらさを抱えるこども・若者がひとりまたはスタッフ等と少人数でゆっくり過ごすことができる安全・安心な場所を提供し支援する。
- (3) 自学・自習の場の提供 こども・若者の学習意欲の向上や学習の習慣化が図られるよう取組を進める。
- (4) 相談窓口の提供 こども・若者とその保護者等からの相談に応じ、可能な範囲で支援するとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐ。
- (5) 社会経験等の推進 こども・若者の自主性を育む取組として、社会体験等の

機会を提供する。

- (6) 保護者支援の実施 保護者の悩みごとや困りごとに応じた支援計画を作成し、必要に応じてこども・若者だけでなく保護者自身の支援を行う。
 - (7) 情報発信 生きづらさを抱えたこども・若者とその保護者をユースプラザにつなげるため、活動の様子等を発信及び紹介する。
 - (8) 関係機関との連携 関係支援機関等と緊密に連携し、信頼関係を構築するとともに、情報の収集及び提供に努める。
- 2 前項に定めるもののほか、受託者独自の取組みがある場合は、市と協議のうえ実施する。

(事業の実施要件)

第5 事業の実施要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 実施場所は、市長が事業を実施するに当たって適当と認める市内5か所とする。
- (2) 実施日は週5日以上（休館日を除く。）、実施時間は午前9時から午後9時までとし、午前9時から午後1時までについては、事務又は関係機関連携、研修参加等の時間とする。ただし、受託者は、市と協議のうえ、臨時に実施日時を変更することができる。
- (3) 従事者にはこども・若者支援に従事した経験のある者等を配置する。また、次に掲げる者を必ず配置し、業務が適正かつ円滑に実施できる体制を整えるものとする。

ア 「相談・保護者支援」及び「関係機関との連携」に相談支援コーディネーターとして従事する業務責任者（常勤）を1人配置する。

イ 事業運営全般に従事する支援員（常勤）を1人配置する。

ウ 事業運営全般において業務責任者（相談支援コーディネーター）及び支援員を補佐する補助スタッフを配置すること。この場合において、補助スタッフは常勤又は非常勤とする。

2 次に掲げる日は閉所とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
- (3) 市と協議し、設定した日

(利用料等)

第6 事業の利用料は、原則無料とする。ただし、事前に市と協議の上、必要と認められる範囲で利用料以外の実費の負担を利用者に求めることができる。

(秘密の保持等)

第7 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、業務で知り得た情報を他に漏らし、又は委託業務の用途以外に利用してはならず、退職後も同様とする。

2 個人情報情報の保管、使用及び搬送に際しては、事故のないよう適正に行わなければならない。

(研修)

第8 受託者は、地域の課題解決に向けた研修及び業務従事者に必要な研修を計画的に実施し、その知識・技術の向上を図る。また、本市主催の研修会等の機会を積極的に活用する。

(調査又は報告)

第9 市長は、この要綱に基づく適正な事業実施を維持するため、受託者に対して、関係書類の閲覧若しくは提出を求め、又は運営状況を調査し、若しくは報告を徴することができる。

(委託料等)

第10 市長は、受託者に対して委託料を支払うものとする。

2 事業の実施に必要な経費は委託料等で賄うものとする。ただし、実施場所の管理経費(施設使用料、光熱水費及び施設管理費)は、市が負担する。

(受託者の順守事項等)

第11 受託者は、労働基準法その他関係法令を順守し、受託者として果たすべき責務について誠実に履行すること。

2 医療的行為やカウンセリング等を行わないこと。

3 受託者は、この要綱に定めのない事態が生じた場合は、速やかに市と協議し、誠実に指示に従うこと。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、茨木市ユースプラザの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。